

掲示期間 4.14-4.23

新潟市告示第 285 号

新潟市マンガ・アニメ情報館の使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、新潟市マンガ・アニメ情報館の使用料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同施行令第 158 条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 1 4 日

新潟市長 中原 八一

記

- 1 徴収事務受託者の名称及び代表者  
名 称 にいがたアニメ・マンガプロジェクト共同体  
代表者 代表法人 学校法人国際総合学園  
理事長 池田 祥護
- 2 徴収事務を行わせる施設の名称及び位置  
新潟市マンガ・アニメ情報館  
新潟市中央区八千代 2 丁目 5 番 7 号 BP2 1 階
- 3 徴収事務を行わせる期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで